

長い間、国保税を滞納していると

# 保険証を返還して いただきます



国保税が課せられ納期限を過ぎると督促が行われますが、それでも納めないでいると保険証の代わりに「短期被保険者証」が交付されます。納期限

## 国保税一年以上滞納は 保険証を返還

### 資格証明書

から一年間を過ぎてもまた納めないでいると短期被保険者証を返していたり、その代わりに「資格証明書」を交付することになります。

それから更に六か月を過ぎても滞納が解消されないときは、滞納の給付が全部または一部差し止められます。それでもなお納めないでいると差し止められている保険給付額から滞納分が差し引かれ、最終的には差し押さえなどの処分を受けること

（二）改定国民健康保険法の滞納額が増え、国保財政に大きく影響しています。今後このまま滞納額が増える、被保険者側の負担の公平が損なわれるばかりでなく、なさんが医療機関で診察を受けるときに支払われる医療費も支払うことが困難になり、国保財政が破たんしかねません。

そこで、国ではこれら滞納解消のための関係法律等を改正し、滞納者の未納期間に応じた厳しい措置がとられることとなりました。町でもそれを受けて、国保事業がより安定的に運営でき安心して、医療を受けられる態勢づくりを進化するため新たに滞納者に対する処置を強化しました。

# お元気 ですか 国民健康保険です

とになります。また、今年四月から介護保険料が国民健康に上乗せしてありますが、滞納していると介護保険料についても一部ですむ自費負担が二割に引き上げられるなどの制限を受けることになりました。

このように国保税を滞納し

## 資格証明書

資格証明書は、国保の被保険者であることを証明するだけのものです。保険証のように受診料とはなりません。

したがって、医療を受ける際には、医療機関に資格証明書を提示しますが、いったん金額（一〇割）支払っていただきます。約二か月後、その滞納額を添えて申請すれば七割分が国保から支払われることとなります。

## 短期被保険者証

保険証は通常一年間の有効期間ですが、これを三か月・六か月に期間を短縮したものですので、期間に更新手続きが必要になります。

ていると、いざ病気やけがで医療を受けようとするとき、多額のお金が必要となります。こんなことにならないよう国保税の納付に努力ください。納付が困難な場合は、分割納付などもできますので滞納のままにしないで納付方法について国保税制に相談してください。

福祉医療受給者も対象



お問い合わせ先

町保健福祉課国保係

☎七四一三三二二（内線）三五五